

袴田巖さんの再審開始決定……

検察の即時抗告はなんのため？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

3月27日、静岡地裁は袴田巖さんの再審開始の決定を出しました。刑の執行停止、拘置の停止も認めたことにより、袴田さんはその日のうちに東京拘置所から釈放されました。村山浩昭裁判長は、証拠が捏造された可能性が高いことを指摘し、「拘置を続けるのは耐え難いほど正義に反する」とまで述べました。

しかし、この決定に、検察は反省するどころか、逆に、「到底承伏できない」と即時抗告をしました。袴田さんの再審は、まだ開始すらされていません。袴田さんの無実・無罪が確定するまで、この上、何年かかるのでしょうか。

★再審の門は狭い

一方、数日後の3月30日、福岡地裁は、2008年に死刑を執行されてしまった久間三千年さんの遺族による再審請求を棄却しました。（飯塚事件と呼ばれています）

名張毒ぶどう酒事件で奥西勝さんも、2005年、名古屋高裁で再審開始決定を得ました。しかし検察の異議申立により、くつがえされてしまいました。（現在・第七次再審請求中です）

★第三者による審査が必要

再審の門はどうしてこれほど狭いのでしょうか。

裁判官にとっては、先輩の裁判官たちの誤判を批判することになるからだと言われています。袴田事件の第一審の裁判官の一人が「私は無罪だと思っていたが、裁判官の多数決で従わざるをえなかった」と証言できたのも、当時の他の裁判官が亡くなってからのことでした。

そんな司法業界の身内の思惑で真実が歪められてはなりません。

再審をするかどうかの判断については、第三者機関が行うべきだという提言を真剣に検討してみてもどうでしょうか。

★全証拠の開示を

また、袴田さんの再審開始を決定させたのは、検察が隠し持っていた多くの証拠が後から開示されたことによるものでした。少なくとも、死刑になるかもしれないような重大事件においては、警察、検察は、集めた証拠の全てを開示すべきです。被疑者・被告人に有利な証拠は一切隠されたまま死刑判決が出され、執行されていくのは、それこそ「耐え難いほど正義に反する」ことではありませんか。